

東広島市監査公表第6号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、平成29年度定期監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

平成30年3月28日

東広島市監査委員	水	戸	晃
同	重	河	格
同	池	田	隆興

# 定期監査結果報告書

## 第1 監査の対象

対象部局等		対象期間
財務部	財政課	平成29年度（平成29年8月末現在）
生活環境部	環境対策課	平成29年度（平成29年11月末現在）
こども未来部	こども家庭課	平成29年度（平成29年8月末現在）
都市部	都市整備課	平成29年度（平成29年9月末現在）
学校教育部	青少年育成課	平成29年度（平成29年10月末現在）
	東広島学校給食センター	平成29年度（平成29年10月末現在）
	小・中学校、幼稚園 （西条・板城・川上・原・八本松・東西条・平岩・御菌宇・三ツ城・上黒瀬小学校、西条・向陽・八本松・磯松・高美が丘・黒瀬・河内中学校、御菌宇幼稚園）	平成29年度（平成29年9月末現在）
水道局	業務課	平成29年度（平成29年8月末現在）
農業委員会事務局		平成29年度（平成29年11月末現在）

## 第2 監査の実施期間

平成29年10月11日から平成30年3月26日まで

## 第3 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、財務事務が適正に執行されているか及び条例、規則等に則り効率的、有効的に執行されているかを主眼として、関係資料の検査・照合により審査するとともに、実地調査及び関係職員からの説明聴取により実施した。

## 第4 監査の結果

監査の結果、事務の一部に次のとおり改善・検討を要する事項が認められたので、それぞれ必要な措置を講じ、適正な事務執行に努められたい。なお、その他の事務については関係法令等に従いおおむね適正に執行されており、軽易な事務処理誤り等の指摘事項は、その都度、監査時に口頭で指摘した。

### 【生活環境部】

#### (環境対策課)

##### 1 契約事務

東広島市火葬場指定管理業務において、業務報告書に必要な経理関係の報告が含まれていなかった。

関係規定等に基づき適正な事務処理に改められたい。

##### 2 財産管理事務

指定管理者がひがしひろしま聖苑内に自主事業で設置している自動販売機について、行政財産の使用許可に係る手続が行われていなかった。

公有財産管理規則等に基づき適正な事務処理に改められたい。

### 【都市部】

#### (都市整備課)

##### 1 予算の施行状況

委託業務において、支出負担行為書を作成していないものがあつた。

予算の適正な執行管理を行ううえで、支出負担行為書の作成は契約締結日に行うべきものである。予算規則等の関係規定に基づき適正な事務処理に改められたい。

##### 2 徴収事務

(1) 各種使用料の収納事務において、調定が遅れているもの又は調定を行っていないものがあつた。

調定は歳入する際に、当該歳入について納入の通知とともに収入行為の前段階の行為として欠くことができないものである。関係規定に基づき早期かつ適正な事務処理に改められたい。

(2) 自然公園及び都市公園の使用料の減免において、減免することとした詳細な理由を整理していないものが多数あつた。

減免に当たっては、都市公園条例施行規則第9条第1項第3号の「その他市長が必

要と認める場合」を根拠としているが、当該規定を根拠とする際は詳細な理由を整理するよう事務処理を改められたい。

### 3 契約事務

東広島運動公園の指定管理者が行う制限行為の許可について、都市公園条例第2条第2項第1号により指定管理者が行う業務として規定されており、当該許可を指定管理者が行っているが、同公園の管理に関する基本協定に指定管理者に行わせる業務として規定していなかった。

現状に即した基本協定となるよう協定内容を見直されたい。

## 【学校教育部】

### （青少年育成課）

#### 1 徴収事務

講座受講等参加者負担金において、現金収納を分任出納員以外の者が行っていた。

現金の出納は会計管理者から委任を受けた者しか行うことができないものである。関係規定に基づき適正な事務処理に改められたい。

（西条・板城・川上・原・八本松・東西条・平岩・御菌宇・三ツ城・上黒瀬小学校、西条・向陽・八本松・磯松・高美が丘・黒瀬・河内中学校、御菌宇幼稚園）

#### 1 現金管理事務

はがき及び切手の取扱いにおいて、受払簿に記載のないはがき、切手があった（黒瀬中学校、御菌宇幼稚園）。また、タクシー券の取扱いにおいて、タクシー券の残数と受払簿の残数が一致していなかった（御菌宇小学校）。

はがき、切手、タクシー券等を受け取った際には、受払簿に当該枚数を記入し、受払簿によって正確な残数を管理するよう、適切な事務処理に改められたい。

#### 2 施設管理

学校体育施設の開放において、使用目的が地域のレクリエーションであるにもかかわらず、体育施設開放の手続により使用許可をしているものがあつた（三ツ城小学校）。

市立小・中学校体育施設の開放に関する規則等の関係規定に基づき適正な事務処理に改められたい。

## 【農業委員会事務局】

### 1 契約事務

委託業務において、前年度に契約手続きをする際に、債務負担行為の予算措置がされていなかった。

地方公共団体の予算は単年度ごとに定められるのが原則であるが、翌年度に支出を伴うような契約締結をその前年度に行うものについては、債務負担行為の予算を措置しておくよう留意されたい。

## 第5 監査意見

### 1 機能するチェック体制の確立

財務に関する事務の処理において、契約書に添付する共通約款が改定前のものや、起案の決裁の過程で東広島市職務権限規程に規定する合議職位の合議を受けていないものなど、依然として職員の不注意による誤りが散見され、そうした事務処理が繰り返される傾向も見受けられる。

これまでも同様の指摘を行っており、当該指摘事項に対し、対象の部署からは、複数の担当者による確認など、チェック体制の強化を図る旨の報告を受けているが、その体制が真に機能しなければ、改善措置の成果にはつながらない。

財務事務の処理における誤りを未然に防止し、又は軽減するために、例えば、起案回付の際、事前に根拠規定等を照合する審査担当者を設置するなど、改めて全庁的・組織的に点検のあり方を見直し、機能するチェック体制の確立に向けて具体の対応策を検討されたい。

また、本年度から文書管理システムが導入され、これまでのチェック方法が通用しなくなっていることも考えられる。当該システムに適合した実効性のある確認・点検が求められており、運用上の課題や問題点等を検証するとともに、システムへのエラー検出機能の更なる組込みなど、有効にチェック作用が働く仕組みについても併せて検討されたい。

### 2 保有個人情報の適正な管理

保育所、認定こども園、幼稚園、小・中学校においては、保有する児童、生徒に関する個人情報など、厳重に管理・保護しなければならない情報が多く存在する。

そうした中、特に、小・中学校では、記録整理等の作業のため、当該個人情報を施設外へ持ち出す機会が少なからずある。各学校においては「情報持出許可簿」を備え付け、保有個人情報を外部に持ち出す際の管理の徹底が図られているが、今期の監査では、一部の学校においてその運用に不十分な点が見受けられた。

また、今年度は、個人を特定することが可能な情報を記録・保存した電磁的記録媒体（SDカード）を紛失する事故も発生した。これは、記録媒体の取扱いにおいて細心の注意が払われず、加えて、紛失防止対策が十分に講じられていなかったことが要因と考

えられる。

保有する個人情報を適正に管理するために、情報保護の重要性に対する職員の意識の徹底、向上を図るとともに、その取扱いに当たっては、東広島市個人情報保護条例等の関係規定を遵守し、情報セキュリティ基本方針並びに同方針に基づく対策基準に則った確実なセキュリティ対策を講じるよう努められたい。